

愛知県営小幡緑地  
公園施設の設置又は管理及び  
公募の実施に関する指針

2019年 9月

愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課

## 目次

### 1. 小幡緑地における公募の概要

(1) 公募の目的	1
(2) 小幡緑地の概要	1
(3) 公募する事業の範囲及び役割分担	3
(4) 公募及び事業スケジュール	4

### 2. 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

(1) 公募対象公園施設の種類	5
(2) 公募対象公園施設の公募区域	5
(3) 公募対象公園施設の条件	6
(4) 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期	10
(5) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額	10
(6) 特定公園施設の設置に関する事項	10
(7) 利便増進施設の設置に関する事項	12
(8) 都市公園の環境の維持及び向上措置	12
(9) 認定の有効期間	12


### 3. 公募対象公園施設等の提案にあたっての条件等

(1) 設計・工事の実施等	13
(2) リスク分担	14
(3) 委託の禁止	14
(4) 事業内容等の変更	14
(5) 事業の中止	14
(6) 原状回復の義務	15
(7) その他	15

### 4. 公募の実施に係る事項

(1) 公募への参加資格等	16
(2) 応募に関する事項	17
(3) 設置等予定者の選定に関する事項	21
(4) 設置等予定者の選定結果の通知	22
(5) 応募資格がないと認められた理由又は非選定理由の説明	23
(6) 公募設置等計画の認定	23
(7) 公募設置等計画の変更	23
(8) 契約の締結等	23

< 用語の定義 >

用語	説明
P-PFI	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年の都市公園法改正により新たに創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。</li> <li>都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。</li> </ul> <p>&lt; P-PFIのイメージ &gt;</p> 
公募対象公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。</li> <li>飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。</li> </ul> <p>例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等</p>
特定公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。</li> <li>公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。</li> </ul>
利便増進施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。</li> <li>P-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告等。</li> </ul>
公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>P-PFIの公募にあたり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、公園管理者が各種募集条件等を定めたもの。</li> </ul>
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。</li> </ul>
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査、評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。</li> </ul>
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。</li> </ul>

# 1. 小幡緑地における公募の概要

## (1) 公募の目的

小幡緑地は名古屋市北東部の守山区から尾張旭市にまたがる緑豊かな丘陵地に広がる県営都市公園であり、自然に親しむための施設を中心に整備を推進しており、平成30年度末現在において、約79haが供用済みとなっています。

当緑地は、丘陵地としての地形の起伏や大小4つの池、そして水面に映る緑の風致に勝れる緑地の性格を有しており、西園・本園・中央園・東園で4つのエリアに区分され、それぞれの区域の里山環境や貴重生物・植物などを活かした特徴的な施設・空間構成は、様々な世代の多様なニーズの受け皿として機能しています。

しかし、当緑地内には飲食店舗や売店がないことや、管理棟のある西園に遊戯施設や有料施設となる運動施設が集約されていることから、利用者アンケートにおいて、自然の中で遊ぶことのできる施設や体験施設、コンビニ・カフェ、キャンプ場・バーベキュー場を求める声があり、さらなるニーズへの対応が求められています。

そのため、これらのニーズに対応するためには、供用区域のうち、低利用となっており、かつ、駐車場に隣接し、ゆとりーとラインの「小幡緑地駅」にも近く、交通利便性に優れている本園の疎林区域が新たな利活用を図る区域として適しています。また、この疎林区域の南は芝生広場として、賑わいのエリアとなっていることから、民間事業者のアイデア、資金やノウハウを活かし整備・管理運営する公園施設を、P-PFI制度を活用し、本園に新たな魅力を創出することを目的としています。

## (2) 小幡緑地の概要



### 1) 所在地

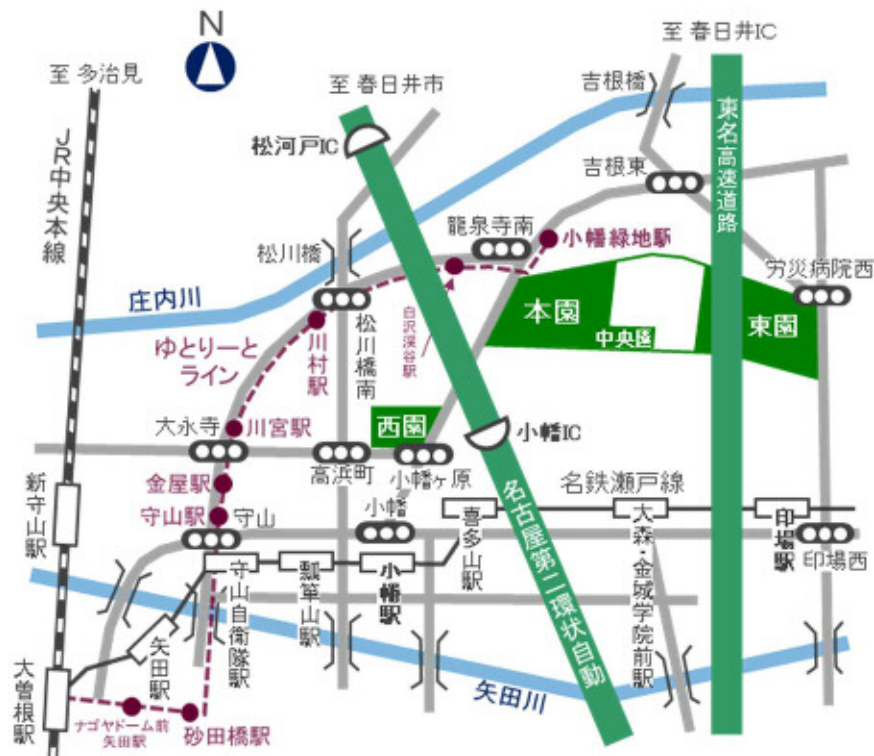
- ・ 西園 : 愛知県名古屋市守山区牛牧地内
- ・ 本園 : 愛知県名古屋市守山区川・牛牧・小幡北・小幡地内
- ・ 中央園 : 愛知県名古屋市守山区大森八龍2丁目地内
- ・ 東園 : 愛知県尾張旭市霞ヶ丘町北、桜ヶ丘町西地内

## 2) 開園面積・主な公園施設

2019年9月現在

区域	開園面積	料金区分	主な公園施設
全域	79.4ha		
西園	13.3ha	有料施設	テニスコート・球技場・野球場・トレーニング室
		無料施設	芝生広場・児童広場・幼児広場・健康広場
本園	40.7ha	無料施設	芝生広場・ゲートボール場・溪流広場・木の道
中央園	6.0ha	無料施設	水生園（保全区域）・野鳥観察の森
東園	19.4ha	有料施設	野球場
		無料施設	芝生広場・児童園・児童野球場・ゲートボール場

## 3) アクセス



区域	交通手段	アクセス
西園	電車	名鉄瀬戸線『小幡駅』下車、北へ徒歩15分
	バス	市バス『小幡』から「緑ヶ丘住宅」行き乗車『小幡ヶ原』下車すぐ
	自動車	名古屋第二環状自動車道『小幡IC』より2分、『松河戸IC』より5分
本園 ・ 中央園	電車	名鉄瀬戸線『小幡駅』下車、北へ徒歩25分
	バス	ゆとりーとライン『大曾根』から乗車『小幡緑地駅』下車、徒歩3分 市バス『小幡』から「緑ヶ丘住宅」行き乗車『緑ヶ丘住宅』下車、北へ徒歩約5分
	自動車	名古屋第二環状自動車道『小幡IC』より2分、『松河戸IC』より5分
東園	電車	名鉄瀬戸線『印場駅』下車、北へ徒歩15分
	バス	市バス『印場駅』から「中志段味」行き乗車『旭桜ヶ丘』下車、徒歩3分
	自動車	名古屋第二環状自動車道『小幡IC』より20分、『大森IC』より15分

#### 4) 開園日、利用時間

- ・基本的に、常時開園しており、いつでも利用できます。
- ・ただし、公園施設によっては、次のとおりです。

##### ① 休業日

- ・年未年始（12月29日から1月3日）
- ・有料施設については、月曜（祝日等の場合は、翌平日）

##### ② 利用時間

- ・有料施設を始め、個別に利用時間を設定している公園施設があり、特に、園路（車道）の一部及び駐車場については、原則として、夜間は閉鎖しています。
- ・詳細については、小幡緑地のホームページで確認してください。  
<https://www.aichi-koen.com/obata/>
- ・暴風警報が発令された場合等は、閉園します。

#### 5) 年間利用者数

- ・約69万人（2018年度実績）

#### 6) 利用者ニーズ

- ・公園利用者アンケートによる『小幡緑地にあればよいと思う施設』（2016年11月実施）

平 日		休 日	
施 設	割合	施 設	割合
コンビニ・売店	16.0 %	自然の中で遊ぶことのできる施設	15.2 %
自然の中で遊ぶことのできる施設	13.5 %	コンビニ・売店	14.8 %
カフェ・レストラン	13.1 %	体験施設(クラフト体験・農体験)	12.6 %
ランニングコース・サイクリングコース	11.3 %	ファミリーで遊ぶことのできる施設	10.8 %
体験施設(クラフト体験・農体験)	10.9 %	キャンプ場・BBQ場	10.4 %
ファミリーで遊ぶことのできる施設	10.7 %	ランニングコース・サイクリングコース	9.0 %
キャンプ場・BBQ場	5.7 %	カフェ・レストラン	7.6 %

#### 7) 管理運営

- ・地方自治法に基づく指定管理者制度を導入しており、現在（2021年3月末日まで）の指定管理者は、『公益財団法人 愛知県都市整備協会』です。

#### 8) 災害時の位置付け

- ・広域避難場所（西園、本園、東園）：名古屋市地域防災計画
- ・広域防災活動拠点（野球場、駐車場）：愛知県地域防災計画

#### 9) その他

- ・詳しくは、小幡緑地のホームページをご覧ください。  
<https://www.aichi-koen.com/obata/>

### (3) 公募する事業の範囲及び役割分担

- 1) 認定計画提出者には、小幡緑地の本園において、以下の業務を行っていただきます。

- ① 公募対象公園施設の設置および管理運営業務
- ② 特定公園施設の設置、県への無償譲渡および管理運営業務

2) 役割分担については、下表のとおりです。

項目		公募対象公園施設	特定公園施設	既設公園施設
設計・ 整備工事	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	
管理運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	指定管理者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	指定管理者
	財産管理	認定計画提出者	愛知県	愛知県

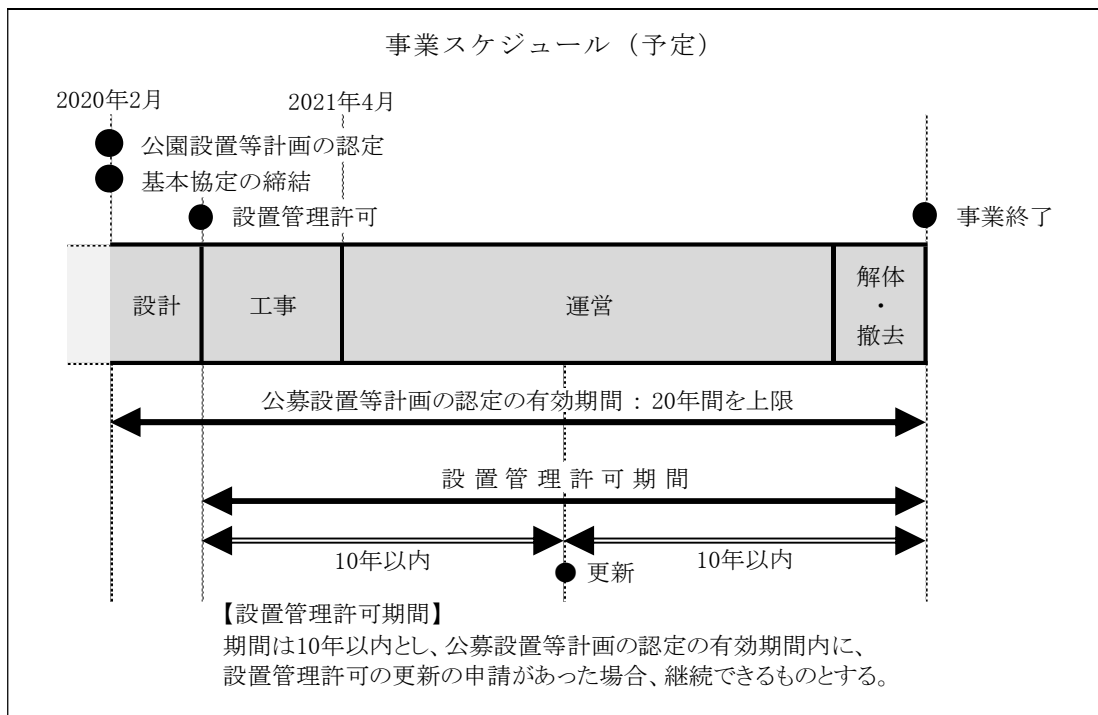
#### (4) 公募及び事業スケジュール

- ・ 公募及び事業スケジュールについては、次のとおりです。

公募スケジュール

項目	時期
公募設置等指針の公示	2019年 9月 6日(金) ～ 2019年12月 6日(金)
応募登録の受付	2019年 9月 6日(金) ～ 2019年10月31日(木)
説明会の開催	2019年 9月20日(金)
質問の受付	2019年 9月24日(火) ～ 2019年10月 4日(金)
質問に対する回答	2019年10月11日(金)
公募設置等計画の受付	2019年11月 1日(金) ～ 2019年12月 6日(金)
選定委員会による審査及び選定	2019年12月下旬
設置等予定者の選定結果の通知	2020年 1月上旬
公募設置等計画の認定	2020年 2月下旬

事業スケジュール (予定)



## 2. 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

### (1) 公募対象公園施設の種類

#### 1) 必須提案施設

- 小幡緑地本園のなだらかな斜面にある既存の疎林区域を活かしつつ、自然との共生を体感できるような新たな魅力の創出に資する収益施設を提案してください。
- 提案可能な収益施設は、**便益施設**<sup>※1</sup>・**遊戯施設**<sup>※2</sup>とします。
- P-PFI 制度を活用するため、提案施設から生じる収益を、後述する特定公園施設の設置に要する費用に充てることのできる施設内容としてください。

※1：都市公園法第2条第2項第7号、都市公園法施行令第5条第6項に規定する施設

例) 飲食店、売店、宿泊施設、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場 等

- ピクニック場、キャンプ場、バーベキュー場等は休憩施設と規定されていますが、食材を提供する場合は飲食店もしくは宿泊施設とみなすことができるため、**便益施設**として提案可能とします。

※2：都市公園法第2条第2項第4号、都市公園法施行令第5条第3項に規定する施設

例) ぶらんこ、滑り台、ジャングルジム、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場 等

- バスケットボール場、スケート場等は運動施設と規定されていますが、**3on3**や**スケートボード**、**ボルダリング**、**スラックライン**、**BMX**等、**遊戯性のある施設**については、**遊戯施設**として提案可能とします。

#### 2) 任意提案施設

- 必須提案施設に加え、飲食店、売店（飲食に関する店舗とし、自動販売機のみは含まない）に限り、必須提案施設の公募区域外となる芝生広場での提案を可能とします。
- 任意提案施設から生じる収益を、後述する特定公園施設の設置に要する費用に充てることも可能です。
- 提案があった場合には、「4.（3）4）設置等予定者を選定するための評価の基準」における評価項目「3 来園者サービス向上の取り組み等」で評価するものとします。

### (2) 公募対象公園施設の公募区域

#### 1) 必須提案施設

- 小幡緑地本園の芝生広場北側の疎林区域を含む区域（約1.6ヘクタール）とします。（別図参照）
- 公募区域に接する区域については、幹線園路についても提案可能とします。その際は、園路位置等の変更も可能としますが園路機能は確保してください。

#### 2) 任意提案施設

- 小幡緑地本園の芝生広場（約2.4ヘクタール）の一部区域に設置できるものとします。（別図参照）

#### 3) 法的な土地利用規制

- 第2種住居地域、準防火地域、第1種風致地区、緑化地域、都市計画緑地、都市機能誘導区域、地域森林計画区域、宅地造成工事規制区域があります。



#### 4) 公募区域の考え方

##### 公募対象公園施設の提案事例

[ ❶ 便益施設   ❷ 遊戯施設   ❸ 飲食店、売店 ]

	①	②	③	④
必須提案対象区域				
任意提案対象区域				
提案の可否	提案可能	提案可能	提案可能	提案可能
備考	必須提案施設は、便益施設または遊戯施設のみを設定でも提案可能。任意提案施設の提案場所は自由。	必須提案施設は、必須提案区域の一部区域のみを設定でも提案可能。任意提案施設の提案がなくても提案可能。	飲食店、売店は、便益施設となるため、必須提案区域内に必須提案施設としての提案も可能。	必須提案施設は、便益施設及び遊戯施設を組み合わせた提案も可能。(配置位置・比率は自由。)

	⑤	⑥	⑦	⑧
必須提案対象区域				
任意提案対象区域				
提案の可否	提案可能	提案可能	提案不可	提案不可
備考	飲食店、売店は、便益施設となるため、遊戯施設または便益施設と組み合わせた必須提案施設として設定することも可能。	飲食店、売店は、便益施設となるため、必須提案区域及び任意提案区域への提案も可能。	任意提案区域に飲食店、売店以外の収益施設を提案することは不可。	任意提案施設のみを提案することは不可。

※ この考え方における遊戯施設については、収益施設としての遊戯施設をイメージしており、便益施設や後述する特定公園施設の利用者を対象とした遊具については、それぞれの区域内で設置可能とします。

※ 任意提案施設を提案する場合は、必須提案施設の管理施設の一部を任意提案施設内で共用することも可能としますが、主要な管理施設はそれぞれの区域に設置してください。

※ この考え方は、公募対象公園施設についての考え方であり、特定公園施設の考え方については、別途2(6)で後述します。

### (3) 公募対象公園施設の条件

#### 1) 設置に関する事項

- ① 公募対象公園施設は、公募設置等計画の認定後、都市公園法第5条に規定される設置管理許可に基づき、認定計画提出者の責任で設置していただき、設置に係る費用は認定計画提出者の負担になります。
- ② 小幡緑地本園の疎林区域の魅力と賑わいの創出による集客につながる施設を提案してください。

- ③ 幅広い年齢層が楽しむことができ、自然と調和した施設を提案してください。  
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」及び愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を遵守し、**ユニバーサルデザインに配慮**してください。
- ④ 提案いただく公募対象公園施設は、都市公園法第2条に規定される公園施設となります。そのため、公園施設の整備であることを十分に理解し、公園利用の増進につながる施設を提案してください。
- ⑤ 公園施設に該当しない施設、公園への設置がふさわしくない施設の提案は認めません。
- ⑥ 小幡緑地本園における**自然環境及び景観に配慮**した配置計画やデザインとしてください。
- ⑦ 土地の改変及び樹木の伐採等は、必要最小限としてください。
- ⑧ 公募対象公園施設の設置に際しては、公募区域内にある寄附物件等に支障が出ないように計画してください。
- ⑨ 公募区域周辺には、希少植物も自生するため整備を行うにあたっては、希少植物の保全に努めてください。
- ⑩ 公募対象公園施設の想定利用者数等を勘案し、**管理運営上必要となる駐車場を設置**してください。  
その際、芝生広場西側にある**大駐車場は使用しない前提とし、設置する駐車場の運営上必要な場合は、ゲート等の管理施設も設置**してください。
- ⑪ 公募対象公園施設の想定利用者数等を勘案し、**既設トイレのみでは公募対象公園施設の利用者**（以下、「施設利用者」とします。）**の不便に繋がると考えられる場合は、トイレを設置**（仮設を含む）してください。  
その際、**飲食を提供する施設の場合は、施設利用者の利便性に配慮し、当該施設内への設置を検討**してください。
- ⑫ 公募対象公園施設については、授乳室やおむつ替えスペース等、**子供連れの施設利用者にも配慮した施設の設置**を検討してください。
- ⑬ インフラ施設のうち**給排水設備**については、設置等予定者との協議により、**公募対象公園施設で必要となる容量を加味し、幹線園路までは県が整備**します。  
幹線園路から公募対象公園施設までの給排水施設の引込み及び電気、ガス、電話等の引込みについては、認定計画提出者の負担により設置または申請手続き等を行って下さい。
- ⑭ 公募設置等計画の認定後に段階的に事業区域拡大を伴う機能拡充を検討している場合は、**拡大増できる区域は公募区域内を最大とし、面積は当初設定面積の1.5倍を上限**とします。

## 2) 管理運営に関する事項

- ① 公募対象公園施設は、都市公園法第5条に規定される**設置管理許可に基づき、認定計画提出者の責任で運営及び維持管理**していただき、**運営及び維持管理に係る費用は、認定計画提出者の負担**となります。
- ② 公園利用者が利用しやすく、**安全・安心に配慮した管理計画**を提案してください。
- ③ 県からの指示・連絡に対して、**迅速に対応できる体制**を提案してください。

- ④ 特定の会員のみが利用できる施設等「独占的な利用」や「排他的な利用」を行う施設は設置できません。
- ⑤ 公募対象公園施設の運営にあたり、実施する事業の内容に、以下に該当するものは除きます。
- (i) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
  - (ii) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に該当する業
  - (iii) 青少年に有害な影響を与える物販、サービス提供等
  - (iv) 騒音や悪臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
  - (v) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する団体（以下、「暴力団」とします。）及びその利益となる活動を行う者の活動等
  - (vi) 上記の他、公園利用と関連性が低く、県が必要とみなすことができないと判断する行為
- ⑥ 公募対象公園施設の営業日は、通年営業（年末年始を除く）としてください。ただし、平日週休1日の設定は可能とします。
- ⑦ 公募対象公園施設の営業時間は、駐車場の開門時間内を基本としてください。

期間	開門時間
4月 ～ 9月	8:30 ～ 19:00
10月 ～ 3月	8:30 ～ 17:30

- ただし、門扉等の管理施設の設置や施錠方法等の運用について、公募対象公園施設と既存公園施設と明確な管理区分を提案いただき、県及び既存公園施設の指定管理者との協議が整った場合は、営業時間を延長できるものとします。
- また、宿泊施設や24時間営業施設を運営する場合には、事故・防犯・防災面での実施可能な万全の安全対策を提案してください。
- ⑧ 公募対象公園施設の利用料金については、幅広い年齢層が利用しやすい料金設定としてください。
- ⑨ 飲食物や商品等の販売品等の提供にあたっては、公園区域内であることを考慮し選定するものとし、アルコール販売については県との協議により認めます。
- ⑩ 施設利用者にとって常に快適な空間となるよう、きめ細やかな清掃等、公園の環境維持及び向上措置を提案してください。
- 特に、疎林区域については、枯れ枝等の撤去や危険木の伐採、間伐、草刈等による定期的な管理体制を提案してください。
- ⑪ 許可を受けた区域については、境界を杭・フェンス等により現地で明示してください。
- ⑫ 施設利用者の安全性確保のため、防犯措置や防災措置、火気を使用する提案内容の場合は防火措置等の安全措置を提案してください。
- ⑬ 施設利用者のための駐車場については、ゲート等の管理施設の運用も含め、公園利用者との分離方法や、園内を車輛が通行する際の歩行者に対する安全措置等の管理運営計画も提案してください。
- 大駐車場は今までどおり無料開放としますので、設置する駐車場を有料とする場合は施設利用料金に含める等、施設利用者に配慮してください。

- ⑭ 非常時の対応として、災害や事故が発生した場合の管理体制について提案してください。
- ⑮ 騒音の発生を抑制する等、近隣住民の生活環境に配慮してください。
- ⑯ 公募対象公園施設に起因するゴミの回収は認定計画提出者が行い、廃棄物の処理（保管、搬出、処分等）は認定計画提出者の責任において適切に行ってください。
- ⑰ 許可を受けた区域内は、原則として、禁煙とします。
- ⑱ 小幡緑地におけるイベントの開催、工事、災害及び暴風警報発令等によって、公募対象公園施設等の営業等ができない、又は、制約を受ける等の場合があります。この場合、営業補償等を受けることはできません。
- ⑲ 公募対象公園施設の開業後、県が小幡緑地内の他の場所に別の事業者による公園施設の設置等を認めることにより、公募対象公園施設の営業に影響が出る場合があります。この場合、営業補償等を受けることはできません。
- ⑳ 小幡緑地本園及びその周辺において、公募対象公園施設等に起因する渋滞等が発生する恐れがある場合及び発生した場合は、認定計画提出者は、車、人の誘導等を行ってください。
- ㉑ 公募対象公園施設の問い合わせに対して、円滑な対応ができる体制としてください。
- ㉒ 公募対象公園施設等の管理運営等に要する看板等については、次のとおりとします。
- (i) 既存の案内看板、公園地図等について、公募対象公園施設等を表示してください。特に、県道名古屋多治見線から小幡緑地に入ってきた来園者（主に、車を利用する施設利用者）が、容易に公募対象公園施設等に行くことができるようにしてください。（名古屋市屋外広告物条例による規制の適用除外広告物の対象となるような仕様としてください。）
- (ii) 上記（i）以外の事業者の看板についても、名古屋市屋外広告物条例を遵守してください。
- ㉓ 「2.（2）3）法的な土地利用規制」のほか、関係法令を遵守してください。
- ㉔ 小幡緑地の賑わいや集客性の向上のため、広報やイベントの実施等について提案して下さい。
- ㉕ インフラ施設の管理運営については、下記のとおりとします。

種 類	対 応
上水道 下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定計画提出者により水道メーターを設置していただき、公募対象公園施設の使用量を区分した上で、小幡緑地本園内の案分費用を指定管理者に支払っていただきます。（小幡緑地本園で上水道の引込み口径はφ40mm）</li> <li>幹線園路までの引込み施設の保守点検は認定計画提出者の負担とします。</li> </ul>
電 気	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定計画提出者に電気事業者との契約により、直接負担していただきます。</li> </ul>
ガ ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定計画提出者にガス事業者との契約により、直接負担していただきます。</li> <li>都市ガス、プロパンガスの種別は問いません。</li> </ul>
電話・通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定計画提出者に電話・通信事業者との契約により、直接負担していただきます。</li> </ul>

#### (4) 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

- ・ 公募対象公園施設の設置については、公募設置等計画の認定後、都市公園法及び愛知県都市公園条例の規定に基づく設置管理許可を経た上で、工事着手可能となります。
- ・ 公募対象公園施設の供用開始については、県によるインフラ施設（上下水道）整備を2020年度に実施する予定としているため、**2021年4月頃を目標**としてください。
- ・ 公募設置等計画の内容や県との協議により、供用開始時期は調整することも可能です。

#### (5) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

- ・ 認定計画提出者には、公募対象公園施設の設置管理許可面積に対して、**自ら提案する設置管理許可使用料単価**を乗じた額を、設置管理許可使用料として県へ支払っていただきます。
- ・ 応募にあたっては、愛知県都市公園条例及び愛知県の都市公園使用料の細目料金に規定される使用料を下限とし、県に支払う額を提案してください。
- ・ 小幡緑地において規定されている使用料については、以下のとおりです。

2019年9月6日現在<sup>※1</sup>

区 分	単 位	使用料
公園施設を設ける場合 <sup>※2</sup>	1㎡1年あたり	4,700円
公園施設を管理する場合 <sup>※3</sup>	建築物のとき <sup>※4</sup>	1㎡1年あたり 7,300円
	建築物以外のとき	1㎡1年あたり 190円

※1：2019年10月の消費税増税に伴う単価の増額予定はありません。

（「公園施設を管理する場合」については、単価に面積を乗じた後に消費税が加算されます。）

※2：新たに設置する施設で、建築物や常設の運営施設、管理施設等の投影面積が対象となります。

例) 管理棟、カフェ、遊戯施設、野外卓、デッキ、外周フェンス 等

※3：公募設置等計画において管理する区域(後述する特定公園施設の区域も含む)内で、「公園施設を設ける場合」に該当しない区域面積が対象となります。

例) 施設を設置しない疎林区域、イベント活用する芝生広場、仮設テーブル設置位置 等

※4：既存公園施設のうち、建設時に建築確認が必要となる施設が対象となります。

- ・ 設置管理許可面積については、**施設を設置する面積だけでなく、独占的もしくは優先的に使用することを目的に管理する範囲の面積も含むこと**とし、決定にあたっては、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、県が精査確認します。
- ・ 設置管理許可使用料については、年度ごとに県が発行する納入通知書により支払っていただきます。

原則として、設置管理許可時または設置管理許可更新時に当該年度分を支払っていただき、次年度以降は県が指定する期日までに1年分を支払っていただきます。

#### (6) 特定公園施設の設置に関する事項

##### 1) 特定公園施設の設置

- ① 認定計画提出者には、公募区域において、公募対象公園施設周辺に以下の条件を満たす特定公園施設を設置していただきます。

(i) 公募対象公園施設と一体性のある施設

(ii) 施設利用者及び公園利用者の利便性が一層向上する施設

園路・広場、休憩施設（ベンチ・野外卓等）、管理施設（柵・照明施設等）、植栽等を想定しています。

- ② 特定公園施設は、公募区域において設置するものとし、必須提案施設と一体性のある施設は必須提案区域内に、任意提案施設と一体性のある施設は任意提案区域内に設置してください。

### 公募対象公園施設と特定公園施設の提案事例

■ 便益施設    ■ 遊戯施設    ■ 飲食店、売店 [公募対象公園施設]  
■ 園路・広場、休憩施設、管理施設、植栽等 [特定公園施設]

	①	②	③	④
必須提案対象区域				
任意提案対象区域				
提案の可否	提案可能	提案可能	提案可能	提案可能
備考	必須提案区域と任意提案区域に提案がある場合、それぞれの区域に提案施設と一体性のある特定公園施設の設置が可能。	必須提案区域のみの提案の場合は、必須提案区域内で特定公園施設の設置が可能。	必須提案区域に飲食店、売店のみを提案する場合でも、必須提案区域内で特定公園施設の設置が可能。	必須提案区域と任意提案区域に提案がある場合、必須提案区域のみに特定公園施設を設置することも可能。

	⑤	⑥	⑦	⑧
必須提案対象区域				
任意提案対象区域				
提案の可否	提案不可	提案不可	提案不可	提案不可
備考	必須提案区域のみの提案の場合は、提案施設と一体性がある場合でも、任意提案区域内での特定公園施設の提案は不可。	任意提案区域に提案がある場合でも、任意提案施設と一体性のない特定公園施設は提案不可。	任意提案区域に飲食店、売店以外の収益施設を提案することは不可。	任意提案区域のみの提案は、提案不可。

- ③ 小幡緑地における自然環境及び景観に配慮した配置計画やデザインとしてください。
- ④ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」及び愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を遵守し、ユニバーサルデザインに配慮してください。
- ⑤ 公募対象公園施設の設置に際しては、公募区域内にある寄附物件等に支障が出ないよう計画してください。
- ⑥ 特定公園施設の設置に要する費用は、すべて認定計画提出者が負担するものとします。

## 2) 特定公園施設の管理運営

- ① 特定公園施設については、県が実施する完了検査を受けていただき、検査合格後は、別途譲渡契約を締結し、県に譲渡していただきます。
- ② 特定公園施設の運営及び維持管理については、県への引き渡し後において、都市公園法第5条に規定される設置管理許可により、認定計画提出者に運営及び維持管理を行っていただくことを予定しています。
- ③ 公募対象公園施設と一体的な活用を図るイベント等の実施を提案してください。

## (7) 利便増進施設の設置に関する事項

- ・ 本指針においては、利便増進施設の提案は求めません。

## (8) 都市公園の環境の維持及び向上措置

- ・ 公募対象公園施設及びその周辺の園地等について、認定計画提出者の負担で、清掃や植栽管理等の日常的な維持管理を実施する園地等の範囲及び維持管理の内容について提案してください。

## (9) 認定の有効期間

- ・ 公募設置等計画の認定の有効期間は、公募設置等計画の認定日から20年間を上限とし、設計・整備工事及び事業終了前の公募対象公園施設の解体・原状回復に要する期間を含みます。
- ・ 公募対象公園施設等の設置管理許可の期間は10年以内となりますが、公募設置等計画の有効期間内については継続できるものとします。
- ・ なお、営業を終了するときには、認定計画提出者は速やかに自己の負担において、公募対象公園施設の用地を原状回復していただきます。
- ・ また、許可の期間中であっても、県において必要があるとき、許可の条件に違反したとき、又は、反社会的な行為があったとき等は、県が許可を取り消すことができるものとします。

### 3. 公募対象公園施設等の提案にあたっての条件等

#### (1) 設計・工事の実施等

##### 1) 公募対象公園施設の設計

- ・ 認定計画提出者は、公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を県に提出し、承諾を得てまいります。設計内容が提案内容と相違する場合、県は認定計画提出者に修正を求める場合があります。
- ・ 認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、県と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

##### 2) 公募対象公園施設の工事

- ・ 認定計画提出者は、県の承諾を得た設計図書及び工事工程表に基づき、公募対象公園施設の整備をします。なお、公園利用者の安全上危険と判断される場合は、県が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。
- ・ 認定計画提出者は工事着手前に、工事現場の施工監理等を行う工事責任者を設置し、県に報告してください。
- ・ 認定計画提出者は、自らの責任と費用で、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する社内検査等を実施してください。
- ・ 認定計画提出者は、公募対象公園施設の工事完了及び社内検査終了後、県に対し完了届を提出し、県の完了検査を受けていただきます。完了検査の結果、整備状況が設計図書の内容を逸脱している場合は、是正を求める場合があります。

##### 3) 特定公園施設の設計

- ・ 認定計画提出者は、特定公園施設の設計図書、工事工程表を県に提出し、承諾を得てまいります。設計内容が提案内容と相違する場合、県は認定計画提出者に修正を求める場合があります。
- ・ 認定計画提出者は、特定公園施設の設計にあたり、県が定める、設計業務等標準仕様書、土木工事標準仕様書に基づき実施してください。これらの定めのない事項については、県と協議の上、適切に設計してください。
- ・ 認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、県と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- ・ 特定公園施設の設計については、設計図書の内容が県の要求水準に満たないと県が判断する場合は、認定計画提出者の責任及び費用において修正することを求めることができるものとします。

##### 4) 特定公園施設の工事

- ・ 認定計画提出者は、県の承諾を得た設計図書及び工事工程表に基づき、特定公園施設の整備工事を実施します。なお、公園利用者の安全上危険と判断される場合は、県が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。
- ・ 認定計画提出者は、特定公園施設の工事にあたり、県が定める、土木工事標準仕様書、土木工事現場必携に基づき実施してください。これらの定めのない事項については、県と協議の上、適切に施工してください。
- ・ 認定計画提出者は工事着手前に、工事現場の施工監理等を行う工事責任者を設置してください。
- ・ 認定計画提出者は、特定公園施設の工事完了後、県に対して完了届を提出し、県の完了検査を受けていただきます。完了検査の結果、整備状況が設計図書の内容を逸脱している場合は、是正を求める場合があります。



- ・ 県の完了検査により、特定公園施設が設計図書に従って施工されたと確認された場合において県に引き渡すものとします。
- ・ 特定公園施設の工事については、2020年3月頃までに完了し、完了検査を受けるものとします。

## (2) リスク分担

- ・ 本事業におけるリスク分担の考え方は、認定計画提出者が実施する業務については、認定計画提出者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として認定計画提出者が負うものとします。
- ・ ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとします。
- ・ 詳細については、別途基本協定書を締結します。

## (3) 委託の禁止

- ・ 公募対象公園施設等を営業する権利の第三者への譲渡は認めません。
- ・ 公募対象公園施設の営業の全部を第三者に委託し、請け負わせてはなりません。しかし、飲食店等の営業を第三者に委託する場合には、予め承諾を得てください。
- ・ 県の承諾を得て、飲食店等の営業を第三者に委託する場合は、認定計画提出者の責任において、当該委託先に基本協定書の規定を遵守させてください。

## (4) 事業内容等の変更

- ・ 認定計画提出者が、基本協定に基づく事業の実施内容をやむを得ず変更する必要がある場合は、県と協議を行い、県の承諾を得た場合に限り事業の内容を変更することができます。
- ・ また、構成員の脱退もしくは追加がある場合は、事前に県の承諾を受ける必要があります。

## (5) 事業の中止

- ・ 県は、公募設置等計画や基本協定、設置管理許可の許可条件等に反する場合や、公園利用者の利益の向上に寄与していない等、本事業の目的を十分に果たしていないと判断した場合は、認定計画提出者に是正勧告を行うことがあります。是正勧告後に改善が見られない場合は、県による公募設置等計画に基づく許可及び認定の取り消し、事業の中止や原状回復を命じることがあります。また、その際、県に被害を与えた場合はその金額を賠償していただきます。
- ・ 認定計画提出者は、経営状況の悪化等により事業の継続が困難と判断される場合は、直ちに県と協議を行ってください。協議の結果、県の承諾を得た場合は、一定の期間の事業の継続を行った上で、事業を中止することができます。一定の期間とは概ね6か月間を目安とし、県と協議の上決定します。
- ・ なお、この場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は、県の承諾を得た場合に限り、別の民間事業者により事業を承継させることができます。
- ・ 認定計画提出者は、認定計画提出者の責に帰すべき事由による許可及び認定の取り消しに伴い退去する場合は、それを事由に損害の補填又は補償を請求することはできません。

## (6) 原状回復の義務

- ・ 公募対象公園施設について、事業を終了する場合（設置管理許可を更新しない場合、設置管理許可の取消しを受けた場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む）、認定計画提出者は、事業期間内に事業区域を速やかに原状回復するとともに、県の立会のもとで県に返還していただきます。
- ・ ただし、県が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について、県が事前に同意した場合は、この限りではありません。
- ・ なお、施設等設置工事中の解約返戻金、事業中止に関しての用地の原状回復の取扱いについては別途協議により決定することとします。
- ・ 本事業における原状回復とは、原則として、認定計画提出者が設置した公募対象公園施設を解体・撤去し、更地として整地することを言います。ただし、県の財産となる特定公園施設については、現状回復の対象となりません。
- ・ 認定計画提出者が現状回復を行わない場合は、県は、認定計画提出者に代わり原状回復工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求できるものとします。

## (7) その他

### 1) 管理運営状況の報告等

- ・ 公募対象公園施設の管理運営開始後は、利用状況・決算状況等について、毎年度報告していただきます。
- ・ なお、県は、公募対象公園施設の財務書類の提出及び説明を受けることができるものとし、必要に応じて、管理運営状況等の改善を求めることがあります。
- ・ 業務の質やサービスの向上を図ることを目的とした事業のセルフチェックの仕組み等についても検討してください。

### 2) 事故等への対応

- ・ 公募対象公園施設等で発生したトラブルについては、速やかに対応してください。また、トラブルの内容等については、速やかに県に報告してください。
- ・ 認定計画提出者は、公募対象公園施設等の設置・管理運営にあたり、他の公園施設又は第三者に損害を与えたときは賠償することとし、事故等に対応するため、施設賠償責任保険等に加入してください。

## 4. 公募の実施に係る事項

### (1) 公募への参加資格等

- ・ 次に掲げる 1) から 8) までのすべての要件を満たす法人又は複数の法人が共同する団体（以下、「企業体」とします。）に応募資格があるものとします。
  - ・ なお、応募者が企業体の場合には、1) については構成員のいずれかが、2) ～ 8) については構成員の全てが要件を満たすものとします。
- 1) 公募対象公園施設等について、提案内容と同種の形態で営業している、又は、過去 5 年間（平成 26 年 9 月から応募申請書を提出する前日まで、以下同じ）に提案内容と同種の形態で営業した実績のあること。  
なお、実績についてはフランチャイズ等により提携予定の法人における実績も含めることができるものとします。（提携等を証明する書類を提出可能であること。）
  - 2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - 3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
  - 4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
  - 5) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - 6) 最近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のないこと。（徴収猶予を受けている時は滞納のない者とみなします。）
  - 7) 公募設置等指針の公示日から公募設置等計画の受付日までの間に、県から指名停止の措置を受けていないこと。
  - 8) 本募集に係る調査業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある事業者でないこと。
    - ① 「本募集に係る調査業務等の受託者」とは、次に掲げる者です。
      - ・ 株式会社エイト日本技術開発
    - ② 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある事業者」とは、次の (i) 又は (ii) に該当する者です。
      - (i) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている事業者
      - (ii) 事業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該事業者

## (2) 応募に関する事項

### 1) 募集・選定に係るスケジュール

公募設置等指針の公示	2019年 9月 6日(金)～12月 6日(金)
応募登録の受付	2019年 9月 6日(金)～10月31日(木)
説明会の参加申込み	2019年 9月 6日(金)～9月19日(木)
説明会の開催	2019年 9月20日(金)
質問の受付	2019年 9月24日(火)～10月 4日(金)
質問に対する回答	2019年10月11日(金)
公募設置等計画の受付	2019年11月 1日(金)～12月 6日(金)
事前審査	2019年12月中旬
選定委員会による審査及び選定	2019年12月下旬
設置等予定者の選定結果の通知	2020年 1月上旬
公募設置等計画の認定	2020年 2月下旬
基本協定の締結	2020年 3月下旬
関係法令等に係る許可申請	2020年 3月下旬以降

### 2) 公募設置等指針の公示

- ・ 本指針は、下記の期間に、窓口での配布、県公園緑地課のホームページへの掲載をします。

▶ 公示期間	： 2019年 9月 6日(金) から 2019年 12月 6日(金) まで
▶ 配布窓口	： 愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G (愛知県庁 本庁舎 5階 南東)
▶ 配布時間	： 9:00 から 17:00 まで (日曜日、土曜日及び休日を除く)
▶ ホームページURL	： <a href="https://www.pref.aichi.jp/koen/">https://www.pref.aichi.jp/koen/</a>

### 3) 応募登録の受付

- ・ 公募に参加される方は、応募登録申込書(様式第1号)による応募登録が必要です。
- ・ 応募登録を行わなかった場合には、応募することはできません。

▶ 受付期間	： 2019年 9月 6日(金) から 2019年 10月 31日(木) まで
▶ 受付時間	： 9:00 から 17:00 まで(日曜日、土曜日及び休日を除く)
▶ 登録方法	： 受付窓口へ持参により提出
▶ 受付窓口	： 愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G (愛知県庁 本庁舎 5階 南東)

- ・ なお、応募登録後に参加を辞退する場合は、応募辞退届(様式第2号)を受付窓口へ提出してください。

#### 4) 説明会

- ・ 希望者を対象とした公募設置等指針の説明会を次のとおり開催します。
- ・ 参加を希望される場合は、**説明会参加申込書（様式第3号）の提出が必要**です。
- ・ なお、説明会に参加しなくても公募設置等計画を提出することは可能であり、審査においても不利になることはありません。

- 開催日：2019年9月20日（金）
- 開催時間：13:30から17:00まで（予定）／開場 13:00
- 開催場所：小幡緑地管理事務所（西園）会議室  
（〒463-0094 名古屋市守山区大字牛牧字中山 1632-1）
- 申込期限：2019年9月19日（木）まで
- 申込方法：受付窓口へ**電子メール**により提出
- 受付窓口：愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G
- メールアドレス：koen@pref.aichi.lg.jp
- 注意事項：1応募予定者につき3名までとしてください。  
申込者多数の場合は、開催場所等を変更することがあります。

#### 5) 質問の受付及び質問に対する回答

- ・ 公募設置等指針に関する**質問は、質問書（様式第4号）に質問事項を記入のうえ、電子メールにより提出**してください。
- ・ 質問に対する**回答は、下記回答期限までに県公園緑地課のホームページに掲載**します。やむを得ず回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。
- ・ なお、質問に対する回答の他、**本件公募に関して伝達すべき事項を、ホームページに追加で掲載**する場合があります。必ず応募書類の提出期限まで、ホームページを確認してください。

- 受付期間：2019年9月24日（火）から2019年10月4日（金）まで
- 提出方法：受付窓口へ**電子メール**により提出
- 受付窓口：愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G
- メールアドレス：koen@pref.aichi.lg.jp
- 回答期限：2019年10月11日（金）
- ホームページURL：<https://www.pref.aichi.jp/koen/>

#### 6) 公募設置等計画の受付

##### ① 公募設置等計画の受付

- ・ 応募登録をされた方は、誓約書、応募制限関連書類、公募設置等計画等について、各様式に必要事項を記入のうえ、**下記により提出**してください。

- 受付期間：2019年11月1日（金）から2019年12月6日（金）まで
- 提出方法：受付窓口へ**持参**もしくは**郵送**により提出
- 受付窓口：〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G  
(愛知県庁 本庁舎 5階 南東)
- 注意事項：持参する場合は、受付時間を下記のとおりとします。  
9:00から17:00まで（日曜日、土曜日及び休日を除く）  
郵送の場合は、2019年12月6日（金）必達とします。

## ② 提出書類作成上の留意事項

### (i) 一般事項

- 1 応募法人又は1 応募グループにつき1 提案とします。
- 提出書類の言語は日本語とし、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- 関係法令及び条例を遵守し、かつ本公募設置等指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで、提出書類を提出してください。
- **提出書類の作成及び提出に必要な諸費用は応募者の負担とします。**
- 設置場所等を測量する場合等は、事前に県と協議してください。
- 提出された書類は、返却しません。
- **提出書類の提出後の変更は認めません。**
- 必要に応じて、提出書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- 提出された書類は、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日条例第19号）等の対象となり、同条例の規定に基づいて個人情報及び法人等情報など非開示とすべき箇所を除き開示することがあります。
- **応募者が、次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外し、又は設置等予定者としての選定を取り消す場合があります。**
  - (ア) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
  - (イ) 選定の手続きに関して、不正な行為をしたと県が認めた場合
  - (ウ) 4.（1）に掲げる応募資格を満たしていないことが判明した場合
  - (エ) 業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
  - (オ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置管理者として業務を行うことについて、ふさわしくないと県が認めた場合
- 提出書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は、応募者に帰属します。但し、県は、設置等予定者の選定に必要な場合に、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。  
また、設置等予定者の提出書類に著作権がある場合の著作権は県に帰属し、設置等予定者に選定されなかった提出書類の著作権は応募者に帰属します。

### (ii) 誓約書、応募制限関連書類（様式第5号～第9号）

- A4版横書き、片面印刷とし、1 応募法人又は1 応募グループごとに提出してください。

### (iii) 公募設置等計画（様式第10号～第19号）

- A4版横書き、片面印刷、左2点綴じ、ページ数を付して提出してください。
- ただし、イメージパース及び各図面、投資・収支計画についてはA3折込みでも可とします。
- 応募者を特定できるような表示（法人名、ロゴマーク等）をしないでください。

(iv) 電子データ

- ・ 提出書類一式を電子データ化したものを、CD-Rにて1部提出してください。
- ・ データはPDF形式とし、原則として画像化されたものではなく、テキスト情報を含んだものとしてください。
- ・ 法人登記簿謄本等、テキスト情報を含むことが困難なものについては、画像化したもので構いません。

③ 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書			
(1) 誓約書	様式第5号	1部	1部
(2) 委任状	様式第6号	1部	1部
2. 応募制限関連書類(すべての構成団体について提出)			
(1) 定約又は寄付行為の写し	—	1部	1部
(2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明	—	1部	1部
(3) 役員名簿	様式第7号	1部	1部
(4) 過去2年間の法人税、市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書	—	1部	1部
(5) 税務申告書(「財務諸表」含む)(直近3年間)の写し ※ 有価証券報告書を提出している場合は、該当箇所の写し ※ 連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表 ※ 公益法人等の場合は、これらに準ずる財務諸表	—	1部	1部
(6) 事業報告書・事業計画書等 ※ 有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい	—	1部	1部
(7) 財務状況表	様式第8号	1部	1部
(8) 公募対象公園施設等の営業実績	様式第9号	1部	1部
3. 公募設置等計画			
(1) 表紙	様式第10号	1部	7部
(2) 事業の実施方針	様式第11号	1部	7部
(3) 公募対象公園施設(必須)の整備計画	様式第12号	1部	7部
(4) 公募対象公園施設(任意)の整備計画	様式第13号	1部	7部
(5) 特定公園施設の整備計画	様式第14号	1部	7部
(6) 各公園施設の管理運営計画	様式第15号	1部	7部
(7) 各公園施設における損益計画および資金収支計画	様式第16号	1部	7部
(8) 事業リスクとその対応方針	様式第17号	1部	7部
(9) イベント等の提案	様式第18号	1部	7部
(10) 使用料提案額	様式第19号	1部	7部

### (3) 設置等予定者の選定に関する事項

#### 1) 選定方法

- ・ 設置等予定者の選定は、県が都市公園法第5条の4第1項に基づき、すべての公募設置等計画の事前審査を行い、その審査を通過した計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づき、有識者で構成する「小幡緑地公園施設設置管理者選定委員会」（以下、「選定委員会」とします。）が評価を行う2段階で実施します。

#### 2) 事前審査

- ・ 企画提案書類受領後、県において、応募資格の確認等の**事前審査**を行います。
- ・ 事前審査においては、必要に応じてヒアリングの実施、追加資料の請求等を行うことがあります。
- ・ 事前審査の結果、**条件を満たしていなかった場合は失格**となります。
- ・ なお、企画提案が6者以上あった場合は、県が「4. (3) 4) 設置等予定者等を選定するための評価の基準」に従って書類のみで評価を行い、5者程度に絞り込むこととします。
- ・ 失格となった場合もしくは選定外となった場合は、2019年12月20日（金）までに県からその旨文書（様式第20号）で通知します。

#### 3) 選定委員会による審査及び選定

- ・ **事前審査を通過した公募設置等計画（5者程度）について、選定委員会において審査**を行い、設置等予定者及びその次点候補者（以下、「設置等予定者等」とします。）を選定します。
- ・ 審査については、**応募者による公募設置等計画に関するプレゼンテーション**（パワーポイント使用可）と**委員による質疑応答**を行い、「4. (3) 4) 設置等予定者等を選定するための評価の基準」に基づき、**各委員が採点**を行います。
- ・ プレゼンテーションの日時、場所、注意事項等は、別途該当応募者に連絡します。
- ・ **選定**については、各委員による採点をもとに、**選定委員会の合議により設置等予定者等を選定**します。
- ・ ただし、委員4人の合計点（800点満点）が400点に満たなかった企画提案は、設置等予定者等の選定の対象としないものとします。
- ・ 選定委員会による審議については、非公開とします。

#### 4) 設置等予定者等を選定するための評価の基準

- ・ 評価項目、評価内容及び配点は次のとおりとします。

評価項目	評価内容	配点
1 疎林地を活用した 公募対象公園施設 (必須提案施設)の 魅力度  (配点:60点)	(1) ・ 提案された施設は、 <b>疎林地の活かし方、楽しさ、ユニークさ、利用対象者の多様さ及び利用しやすさ</b> (ユニバーサルデザイン、授乳室・おむつ替えスペース等)など、 <b>広域から人を呼び込む魅力</b> があるか。 ・ 提案された施設は、 <b>利用者ニーズを反映</b> した施設となっているか。	40
	(2) ・ 提案された施設は、 <b>小幡緑地の自然環境、景観、公園利用者及び周辺的生活環境に十分配慮</b> しているか。	20



評価項目	評価内容	配点
2 安定的、継続的かつ安全な管理運営 (配点:60点)	(1) ・提案された施設について、運営時間、想定利用者数、料金設定、平日・休日別の考え方、飽きのこない工夫及び広報などの運営計画が優れているか。 ・疎林地における樹木管理や施設内、周辺における清掃及び草刈り等の日常管理、防犯措置や防火措置といった安全対策及び緊急時の対応などの管理計画が優れているか。	40
	(2) ・提案された施設の経営計画は優れているか。	10
	(3) ・応募者が営んでいる事業について、経営状況等は良好か。	5
	(4) ・事業者が負担すべき事業遂行上のリスクの認識と対応方針が検討されているか。	5
3 来園者サービス向上の取り組み等 (配点:60点)	(1) ・任意提案施設及び特定公園施設における魅力向上のための工夫や、利用対象者の考え方及び必須提案施設利用者以外の来園者へのサービス提供が優れているか。 ・提案された施設全体の一体的な運営による小幡緑地への魅力向上につながるサービス提供は優れているか。	30
	(2) ・駐車場の対応が、利用者の利便性及び管理運営計画において優れているか。	10
	(3) ・トイレの対応が、利用者の利便性において優れているか。	10
	(4) ・提案された施設もしくは周辺公園区域を活用し、小幡緑地の魅力向上に繋がる具体的なイベント等の企画又はサービス提供は優れているか。 ・また、地域との連携や地域活性化に資する具体的なイベント等の企画又はサービス提供は優れているか。	10
4 価額評価 (配点:20点)	(1) ・公募対象公園施設に係る使用料の提案額や、使用料の対象となる設置管理許可対象面積は優れているか。	20
合計		200

#### 5) 選定委員会の委員への接触の禁止等

- ・ 応募者は、設置等予定者等の選定前までに、選定委員会の委員に対して、本募集について接触を行った場合は、失格となる場合があります。
- ・ 選定委員会の委員については、以下の4名です。

氏名	所属・職名
加藤 義人	岐阜大学 工学部 客員教授
佐藤 久美	金城学院大学 国際情報学部 国際情報学科 教授
柘植 里恵	柘植公認会計士事務所 公認会計士
吉永 美香	名城大学 理工学部 建築学科 教授

- ・ また、質問の受付期間終了日から設置等予定者の選定結果の通知日までは、応募者に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関する問合せにも回答できません。

#### (4) 設置等予定者の選定結果の通知

- ・ 審査の結果は、2019年12月以降に審査対象者全員に対し、県から文書（様式第21号）で通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、県公園緑地課のホームページ (<https://pref.aichi.jp/koen>) において、設置等予定者及び公募設置等計画の概要を公表します。

#### (5) 応募資格がないと認められた理由又は非選定理由の説明

- 1) 事前審査で応募資格がないと認められた者、または県の事前審査及び選定委員会での審査により設置等予定者等として選定されなかった者は、県に対して、応募資格がないと認められた理由、または選定外となった理由について、次に従い、書面（様式第22号）により説明を求めることができます。

- ▶ 受付期限： 応募資格がないと認められた、または選定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日及び休日を除く）後の午後5時
- ▶ 提出方法： 受付窓口への持参により提出  
（郵送、FAX、電子メールによる提出は受け付けません。）
- ▶ 受付窓口： 愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G  
（愛知県庁 本庁舎 5階 南東）

- 2) 県は、説明を求められたときは、受付期限の翌日から起算して10日以内に書面（様式第23号）により回答します。

#### (6) 公募設置等計画の認定

- ・ 県は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。
- ・ 認定にあたっては、選定委員会での意見や県との協議を踏まえ、必要に応じ、設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した計画（施設内容、営業日、営業時間、利用料金等）を一部変更したうえで、当該変更後の計画を認定する場合があります。
- ・ 設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定し、その結果を通知した後、設置等予定者は認定計画提出者になります。
- ・ 県との協議の結果、設置等予定者が上記許可申請をしない場合には、次点候補者が、設置等予定者としての地位を取得するものとします。
- ・ また、公募設置等計画に基づき、県が工事する公募対象公園施設の場所は、認定計画提出者以外の者が公園施設の設置管理許可を申請できない区域となります。
- ・ なお、公募設置等計画が認定された場合でも、提出された計画の内容すべてが必ず実施できることを担保するものではありません。認定後、設計協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

#### (7) 公募設置等計画の変更

- ・ 公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施したうえで、詳細な事業計画を策定した結果、認定を受けた公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、認定計画提出者は県と協議のうえ、公募設置等計画の変更の申請を行う必要があります。
- ・ 変更にあたっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができます。

#### (8) 契約の締結等

##### 1) 基本協定

- ・ 認定計画提出者は、認定を受けた公募設置等計画に基づき、県と協議のうえ、本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。

2) 公募対象公園施設の設置管理許可

- ・ 認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置の開始時期までに、県に対して都市公園法第5条に基づく**公園施設の設置管理許可**を受け、**認定計画提出者の負担において、設置、運営及び維持管理**を行っていただきます。
- ・ また、設置管理許可期間には、公募対象公園施設の建設に係る期間や事業終了前の原状回復の期間を含むものとします。

3) 特定公園施設の譲渡契約等

- ・ 認定計画提出者は、県と**譲渡契約**を締結し、**認定計画提出者の負担において設置**していただき、工事完了後、**県へ譲渡**していただきます。
- ・ **譲渡後**は、都市公園法第5条に基づく**公園施設の管理許可**を受け、**認定計画提出者の負担において、運営及び維持管理**を行っていただきます。



【愛知県営小幡緑地 公募区域等平面図】

